（業務方法書　様式第８号）

〇〇年度　国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金の

消費税仕入控除税額報告書

番　　　号

年　月　日

　埼玉県肥料コスト低減体系緊急転換対策協議会長　様

　　　　所在地

　　　　事業実施主体名

　　　　代表者氏名

〇〇年度　国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金の

消費税仕入控除税額報告書

　〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金について、埼玉県肥料コスト低減体系緊急転換対策協議会国内肥料資源利用拡大対策事業業務方法書第１１条第７項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　適正化法第15条の補助金の額の確定額　 　　　　　　　　　　　　金　　　　　円

　　（○〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）

２　補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額　　　　　　　　　　　金　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕

 入控除税額 　　　　　　　　　　　　金　　　　　円

４　補助金返還相当額（３－２） 　 　　　　　　　　　　　　金 　　　　円

（注）１　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（３）の資料を除き添付不要）

　　　　 なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

（１）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）

（２）付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

（３）３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）

（４）補助事業者が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

５　当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６　当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

　［　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　］

（注）１　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

　　　　　なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

　　　　・　免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・　新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

　　　　・　簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）

　　　　・　補助事業者が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

２　記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。